

浄水場での給水について

書類の書き方などをご案内します。

【問い合わせ・申し込み先】

三芳水道企業団 業務係

0470-22-3782

※この説明書は、主に定期給水について記載していますが、手続き内容は、その他の場合でも、概ね同一です。ご不明な点は、問い合わせ先まで、ご連絡ください。

【注意事項】

- ・申込は必ず事前に行ってください。申し込みは、業務係への持参のみ受け付けます。
申込内容に変更があった場合を除き、一度承認を得ればその後の申込みは不要です。（定期申込みの場合）
- ・浄水場は、平常時、門を閉じていますので、給水を受ける前は必ず前日までに浄水場に連絡をしてください。
- ・給水時間は、できるだけ、午前9時から午後5時までをお願いします。
- ・給水にあたっては、職員の指示に従ってください。
- ・給水した水を飲料として使用する場合は、密閉できる容器に移し、すぐにお使いください。
- ・給水を受ける容器は、1日あたり1回でまかなえる大きさのものをご用意ください。
- ・浄水場の機械などには、みだりに、触れないようお願いします。
- ・緊急事態など業務の状況により、給水できない場合があります。
- ・「三芳水道企業団臨時給水取扱要綱」は、よくお読みください。
臨時給水に関する決まりごとの記載があります。

給水を受ける**前と後**は必ず浄水場職員に声をかけてください。



← 事務所2階

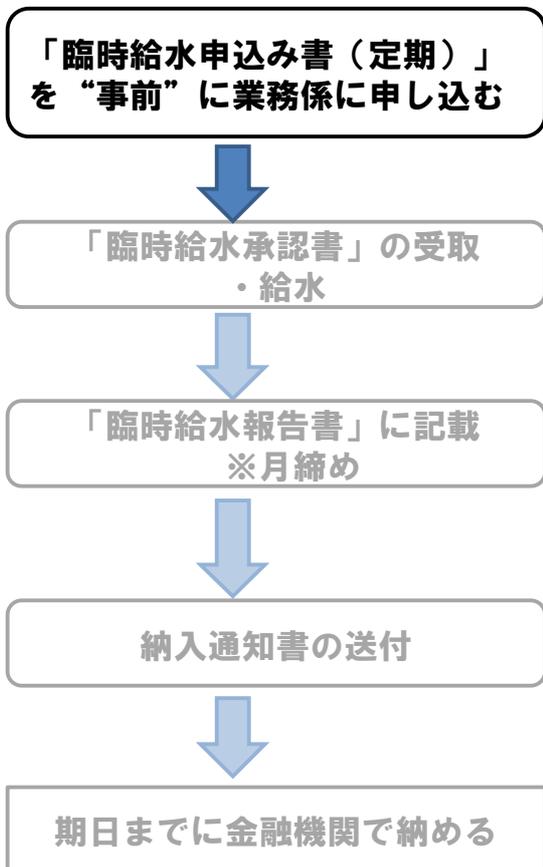
浄水場内には、給水塔や給水栓が用意されています。

給水を受ける場合は、**浄水場職員の指示**に従ってください。

【連絡先】

三芳水道企業団

業務係 0470-22-3782
 浄水班 0470-23-3097 (作名浄水場)
 0470-36-2611 (増間浄水場)



-記入例-※必ず持参してください。

別記様式3 (第7条)

令和2年4月18日

臨時給水申込書 (定期)

申込日を記入して下さい。

三芳水道企業団 企業長

様

〒 294-0801
 住 所 南房総市増間570番地
 申込者 氏 名 増間 浄太郎 (増間)
 連絡先 0470-36-0000

申し込み人を記入してください。

次のとおり臨時給水 (定期) を申込みします。なお、臨時給水 (定期) に係る経費は、下記の者が支払いいたします。

記

理 由	(例)使用水源の枯渇により生活用水として使用するため
開始年月日	令和2年4月29日から
給水を希望する時間	8時00分から 20時00分の間
使用場所	南房総市増間570番地
経費等の請求・送付先	住 所 館山市北条1,145番地
	氏 名 館山 市朗
	連絡先 090-111-0000

実際には浄水場に給水に来る時間はお早めです。午前9時から午後5時の間です。

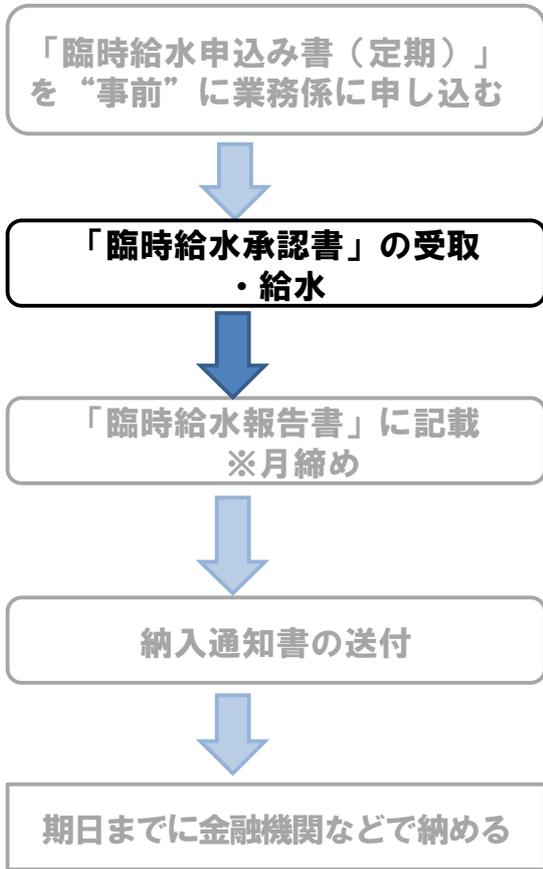
給水希望時間は、記載してお渡します。

使用する場所の住所を記載してください。

水道料金を支払う人のお名前住所などを記載してください。使用場所や、申込者と異なっても構いません。

申込先：館山市北条1145-1
 三芳水道企業団業務係 電話0470-22-3782

※記載内容に変更があった場合は、再度提出してください。



別記様式1の2（第4条関係，第7条関係）

令和2年 4月 26日

臨時給水承認書

住所 南房総市増間570番地

氏名 増間 浄太郎 様

連絡先 0470-36-0000

三芳水道企業団 企業長 金丸 謙一 印

申込みのあった臨時給水に関しては、申込み内容のほか、次の条件で承認する。

記

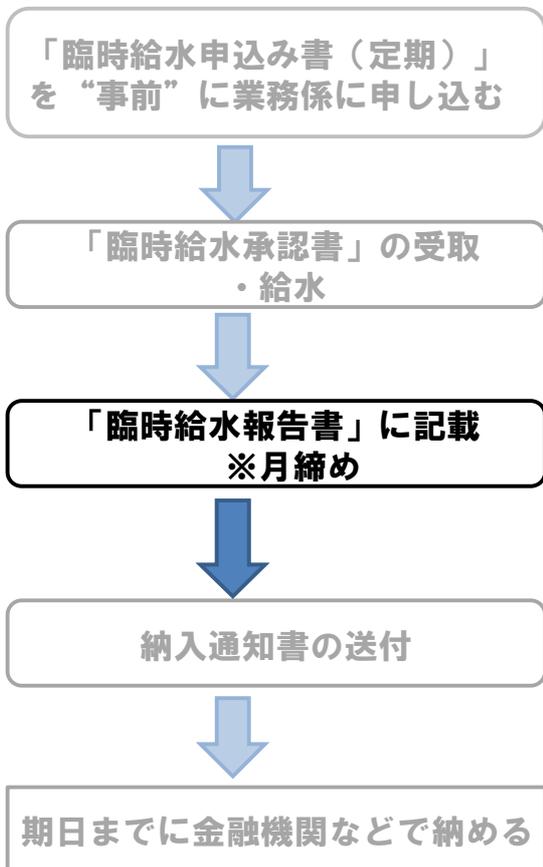
条件	法令及び三芳水道企業団臨時給水取扱要綱や、その他三芳水道企業団諸規程を遵守すること。 原則として、給水を受ける前日までに、浄水場に連絡をすること。
給水する浄水場	増間浄水場 0470-36-2611

※容器と、承認書は持参し職員に提示してください。

※給水を受ける場合は、職員の指示に従ってください。

※申込みがあつて一週間程度後に、この承認書をラミネート加工をして発行します。

※承認書は紛失しないよう十分注意してください。



-記入例- ※用紙は浄水場にもあります。

別記様式2（第6条関係，第8条関係）

臨時給水報告書

申込者	増間 浄太郎
請求先氏名	館山 市朗
三芳水道企業団報告者	浄水 班次郎
備考	

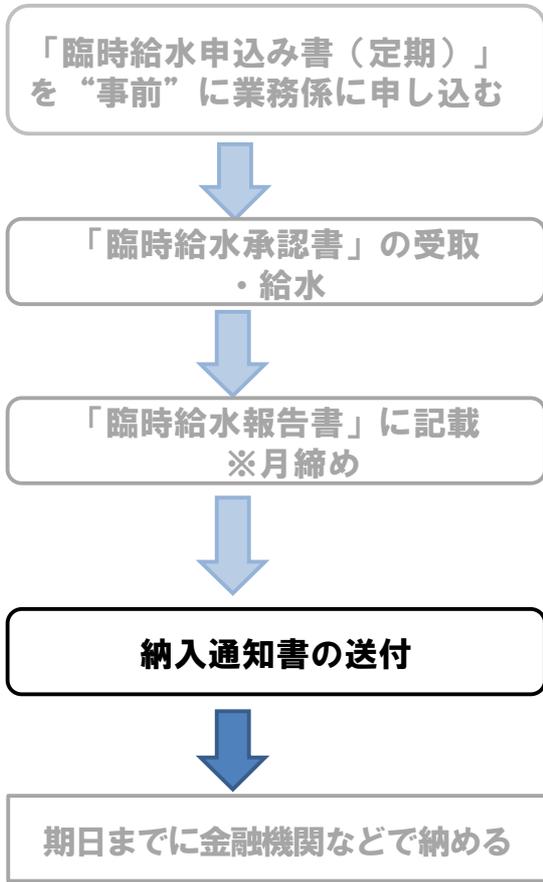
この欄は、ご自身で記入してください。

No.	給水年月日	水量	備考	記入者
1	H31.4.29	200ℓ	10ℓタンク20個	増間 浄太郎
2	H31.4.30	2m ³ 10ℓ	2m ³ タンク1回、10ℓタンク	館山 市朗
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

※月合計が、2m³と210ℓのため、210ℓを切り上げ、

4月分請求は3m³となります。

24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計		2m ³ 210ℓ		

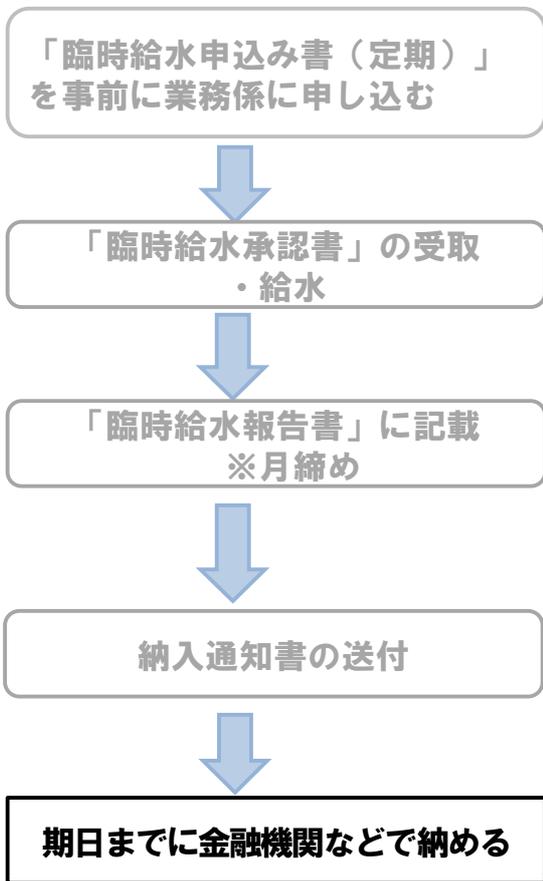


※企業団から納入通知書が送付されます。

※この例の4月分の請求は3^mなので、
398円×3^m×1.1=1313.40

円未満切り捨てのため、

1,313円です。



• • お支払い金融機関 • •

三芳水道企業団※浄水場でお支払いはできません。

館山信用金庫

千葉銀行※館山市役所内の千葉銀行派出所でのお支払いはできません。

三井住友銀行

京葉銀行

千葉興業銀行

中央労働金庫

君津信用組合

安房農業協同組合（JA安房）

千葉県信用漁業協同組合連合会

ゆうちょ銀行・郵便局※納期限内に限ります
（千葉県・茨城県・東京都・栃木県・群馬県・埼玉県・神奈川県・山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局）

※コンビニエンスストアでも支払うことができます。

浄水場での給水にあたって

場内では浄水場職員の指示に従ってください。

ポリタンク(20ℓ)に給水する場合

給水を受ける**前と後**は必ず浄水場職員に声をかけてください。



← 事務所2階

浄水場内には、給水栓が用意されています。ポリタンクなどで給水する場合は、この蛇口から給水してください。



給水タンクなどに給水する場合

浄水場内には、給水塔が用意されています。給水タンクなどで給水を受ける場合は、**浄水場職員の指示**に従ってください。

